

2019年度

事業計画書

社会福祉法人

県北報公会

2019年度 社会福祉法人 県北報公会 事業計画書

1. 理念と方針

(1) 理念

私たちは、乳幼児、児童、障害者等に対して提供する福祉サービスが、利用する方の意向を尊重し、総合的に提供されるよう創意工夫します。もって個人の尊厳の保持、権利の擁護に努め、さらに子どもの最善の利益を第一として心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会でおくれるよう支援します。

(2) 方針

- ① 私たちは、常に最新の法令を遵守します。
- ② 福祉サービス事業者として地域社会、関係機関と連携し地域福祉の向上に貢献します。
- ③ 利用者及び地域の皆様への正しい情報を発信し、サービス利用者が必要とする福祉サービスとその提供に心がけ、事業成果を確かめ合い、これを見直します。
- ④ 更に必要とされるニーズの変化、内部・外部の課題の変化に対して、日々顧客満足の向上と福祉サービスマネジメントシステムの継続的改善に努めます。
- ⑤ 高度な技術と専門性、倫理観を身につけるために、日々自己啓発に努め福祉サービスを提供します。

2. 2019年度 基本事項

(1) 法人の運営について

平成29年4月1日より改正社会福祉法が完全施行された。この中で社会福祉法人制度が大きく見直され、新たな定款に基づく組織体制での法人運営がなされている。

全ての法人に社会福祉法第24条第2項に規定された「地域における公益的な取組を実施する責務」が明記された。社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定されている。また、法人間連携や多様な機関との連携の中での事業推進がうたわれている。

るが、まだ改正から日が浅いこともあり十分な情報、ニーズや課題の把握ができていない状況にある。確実に言えることは「制度論」から「実践論」へのステージに入っていることである。

以上の改正内容を踏まえ、引き続き地域の多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組み着実な法人運営に努めていくことはもとより、今後とも対話と協調を重視しながら、サービスの質の向上や多様化するニーズへの対応、人材育成、各種職員研修の実施、職員実践報告、業務改善活動を継続し、各施設の経営並びに運営に努めて地域におけるサービスの供給主体者としての責務を果たし、地域における社会福祉法人として存在意義を積極的に表明していくことが求められているものである。

2019年4月からは「働き方改革関連法」が施行となる。身近な改正点としては職員の年次有給休暇取得について、職員の取得希望を踏まえて使用者が時季を指定して年5日は取得させるというもの。極力取得しやすくするというもので、その内容を周知していくこととしている。

更に、平成30年度で当法人第8次施設整備計画（平成25年度策定）の終了年度に当たっており、2019年度は第9次総合中・長期計画策定年度に当たっている。法人、各事業所の施設整備、財務、人材確保、地域課題・ニーズへの対応に向けた計画策定が求められており、行政や関係機関、近隣事業所との情報を共有した計画策定が求められているものである。

(2) 地域における公益的取組（社会福祉法第24条第2項）

① 「地域福祉委員会」による1人暮らし老人世帯支援活動

当法人が昭和56年から開始した「独り暮らし老人友愛訪問」は法人が無料で月1回弁当を配食する活動であった。間もなくこの活動は旧鷹巣町社会福祉協議会に引き継がれ制度化された事業となっている。

その後も「地域福祉委員会」地域貢献活動で「独り暮らし老人世帯支援事業」として継続されてきていた。

今回この事業を更に強化推進し公益的取組とするものである。

■ 計 画

1) いきいきサロン研修

- ・ 7月頃予定、場所、実施内容は未定
- ・ 七日市地区民生児童委員主催

2) ゆうあい訪問

- ・ 11月又は12月予定
- ・ 七日市地区一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯訪問
- ・ 当法人地域福祉委員会主催

3) にこにこサロン訪問

- ・ 期日未定：年4回を予定
- ・ 七日市落会館で毎週水曜日開催のサロンに協力する
- ・ 弁当等の配布等を通じて交流を図る地区公民館の2019年度事業に組み入れてもらう

- ・七日市地区公民館主催
- 4) いきいきサロン新年会
 - ・1月予定：北秋田市あゆっこ（温泉入浴、食事会等）
 - ・七日市地区民生児童委員主催
- 5) 葛黒地区火祭りボランティア
 - ・2月：北秋田市七日市葛黒地区の火祭りの車両運転、模擬店販売支援、御
 - ・神木設置手伝い等七日市葛黒地区主催
 - ・七日市葛黒地区主催
- 6) 北秋田市ボランティアグループ主催行事
 - ・北秋田市社会福祉協議会主催
 - ・ケアタウン花植（5月）
 - ・赤い羽根共同募金（10月）

地域の要望があれば随時活動を組み入れていく予定

② 「災害福祉広域支援派遣職員」

この取組は、災害時に備えた当該地域での日常的活動や災害時の活動、災害広域支援活動（県内外で発生した大規模災害に対し、災害支援福祉チーム員を養成、登録し派遣する）※各施設より1名、計5名登録が完了。

(3) 北秋田市指定管理事業（北秋田市障害者生活支援センター）（北秋田市障害児通園施設もろびこども園）、国・県委託事業（北秋田障害者就業・生活支援センター）の運営について

① 北秋田市障害者生活支援センターの運営（北秋田市指定管理事業）

平成19年度からの運営は今年度で11年目を迎える。障害者総合支援法に基づき北秋田市、上小阿仁村の在宅障がい者の相談支援事業を行うもの。

- 1) 事業実施場所 北秋田市宮前町9-67
 ※ 事務所 北秋田市障害者生活支援センター1階
 TEL 0186-60-1150
 FAX 0186-67-6037
- 2) 職員配置 主任相談支援専門員 1名 相談支援専門員 1名
 相談員 2名 計 4名
- 3) 事業範囲 北秋田市・上小阿仁村（北秋田福祉圏域）

② 「北秋田障害者就業・生活支援センター」事業の運営（雇用『国委託』と福祉『県委託』の連携事業）

平成28年4月1日からの委託で事業開始4年目となる事業である。就職を希望している障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行って、自立・安定した職業生活の実現を目指すもの。

- 1) 事業実施場所 北秋田市宮前町9-67
 ※ 事務所 北秋田市障害者生活支援センター2階
 TEL 0186-67-6003
 FAX 0186-67-6017
- 2) 職員配置 主任就業支援員 1名 就業支援員 1名
 生活支援員 1名 計 3名
- 3) 事業範囲 北秋田市・上小阿仁村（北秋田福祉圏域）

- ③ 指定児童発達支援事業 指定放課後等デイサービス事業
 「もろびこども園の運営」の事業運営（北秋田市指定管理 平成30年度から5年間）

ことばや、体の発育・発達に心配のある子どもに療育を行うことにより、発達の促進を図ることを目的として設置されている施設である。基本的には保護者と一緒に通園し支援を一定時間受けることを基本としている。

午後からの放課後の時間帯は保護者の就労等で放課後の居場所を提供する施設となるものである。

- 1) 事業の実施場所 北秋田市綴子字糠沢上谷地290-2
 TEL 0186-62-3444
 FAX 0186-67-7388
- 2) 配置職員 管理者 1人（常勤兼務）
 児童発達支援管理者 1人（常勤兼務、児童指導員）
 児童指導員 4人（常勤）
 用務員 1人（パート）
 計 7人
- 3) 事業範囲 北秋田市・上小阿仁村（北秋田福祉圏域）

- (3) 一般事業主行動計画（2019年4月1日～2022年3月31日）

従事者が仕事と子育てを両立させることができ、全従事者が働きやすい環境を作ることによって、すべての従事者がその能力を十分に発揮できるようにするために、以下のように行動計画を策定する。

目標1：全従事者の、年次有給休暇の取得日数を一人当たり6日以上とする。

目標2：育児短時間勤務制度、看護休暇、介護休業制度の利用の促進を図る。

以上、毎年度ごとに達成状況を把握し制度の促進に努めていく。

- (4) 施設整備、法改正対応事業について）

法人内施設の老朽化対応を必要とする建物、設備があることや、法改正を受けた施設の再編、施設整備、関係機関と協議を進めながら計画の策定及び対応をして行くこととする。

(短期的計画の位置付け)

- ・ 障害児入所施設 大野岱吉野学園既存棟内部大規模修繕（国予算第2次補正国庫補助金採択 平成30年度事業として予算措置）
- ・ 構内舗装道路修繕工事の実施
- ・ 「山下鹿野苑」改修工事（床、トイレ、天井、浴室、給湯設備など）

(中・長期的計画の位置付け)

- ・ 農事組合法人 吉野農場の就労継続支援B型事業への転換
- ・ グループホームたかげど寮外壁、ベランダ改修工事
- ・ 各施設の照明のLEDライトへの段階的交換による省エネ化の推進
- ・ 吉野更生園重度・高齢者棟の整備計画の検討
- ・ 郷内給水設備改修基本調査と整備計画の策定

3. 運営管理の要点

(1) 財務管理

現在各施設、各事業所までを含め法人全体の財務管理が一元化された。公認会計士指導の下、効率的・効果的予算執行に努め財政健全化が維持されている。

改正社会福祉法では財務規律の強化の中で、契約のルールの見直し、措置費・保育所委託費の弾力的運用、指導監査の見直し等「ガバナンス」強化を前提とした見直しがされている。適正かつ公正な支出管理の徹底、透明性の向上が求められているところである。

(2) 人材育成

活力と質の高い組織を目指すためには人材育成がとりわけ重要である。経営の持続的発展を図るため法人および各施設の職員研修体制、年間職員研修計画を明確化し人材育成に努め、職員の自己実現に寄与するとともに適正な人事・労務管理を目指す。

また、秋田県社会福祉協議会において平成30年度からの研修事業として、福祉職員キャリアパス研修を実施することとなった。平成30年度は指導的職員を対象とした研修が実施されたため、2019年度以降も積極的に受講することとしている。

以後年度ごとに中堅職員、初任者の研修が行われることになっている。

(3) 福祉サービスの管理

平成30年度「ISO9001：2015年版品質マネジメントの国際規格」に移行し、規格に基づき各施設においては「福祉支援計画書」を作成し、福祉サービス提供体制の維持、展開をしてきている。

業務改善活動としての「QC活動」はその活動を継続し、成果を年1回の発表会で確認・共有する。

リスクマネジメントによる一連の事故防止対策活動、苦情解決のしくみ、サービス共通評価基準による自主評価等を効果的に機能させたサービス管理を行っていく。

(4) 施設独自の重点目標の設定

顧客満足の継続的改善、福祉サービスの向上という観点から、各施設の実情や課題を踏まえた独自の重点目標を設定し福祉支援計画書に明らかにして展開することとする。

(5) 消防計画に基づく定期的な訓練の実施

各施設の災害想定避難訓練は毎月1回、郷の合同火災避難・消火訓練は消防署立会い指導により年3回実施されている。

合同火災避難訓練実施に際しては消防計画、自衛消防隊（各施設初期消火班応援係）による中型搬送式消火ポンプを使用した消火訓練を確実にを行い、初期消火能力の向上に資することとする。

また、平成23年3月11日の東日本大震災における長期停電の教訓から、各施設では自費、助成により自家発電装置を整備し既に操作訓練が行われているところである。装置、付属備品の定期点検を含め停電等に備えた操作訓練を継続して行くこととする。

(6) 災害発生時における福祉避難所の設置運営

大野岱吉野学園、吉野更生園を指定施設として、平成23年12月27日付で北秋田市と協定を締結した。障害等の理由により災害発生時に一般避難所での生活が困難な方が対象となるため市支援プラン、協定概要に基づいた避難所運営に備えることとする。

4. 福祉支援計画書の策定

法人策定の「2019年度法人事業計画書」に基づき、各施設において「福祉支援計画書」を策定すること。この中に法人の「福祉サービス方針」全文を記載し職員に浸透を図ること。

一連の策定プロセスと評価及び見直しのタイミングは福祉サービスマニュアル(7.3設計・開発)に沿って行なうこと。

更に、個人情報保護の観点から名簿等は別冊扱いとし、個人情報保護規定に基づく管理をすること。

5. 各種委員会、会議、諸活動

(1) ISO委員会

全職員への活動の周知を図ることを目的とし2ヶ月に1回委員会を開催する。

マニュアルの理解促進、各施設の活動の整合、ISO活動の計画・実施をする。小

委員会として事務局会議を開催し詳細事務を行うものとする。

平成30年度はISO9001:2008年版からISO9001:2015年版への移行が行われた。

(2) QC活動

「福祉QC」は各施設で継続し業務・サービス改善に努めていく。年1回の法人内発表会で最優秀グループが、秋田県大会を経て全国大会を目指すこととする。

(3) 職員実践報告会

職員実践報告会は毎年3月に行われる職員総会に併せて行い、各施設代表職員による実践・研究成果を発表し合うものとする。

(4) 「苦情解決委員会定例会」の開催と結果の公表

苦情内容・解決結果・要望等については、個人情報に関するものを除きホームページ、広報誌等に掲載し公表すること。第三者委員を交えた定例会は年3回(6・9・2月)とする。

(5) 「福祉サービス事故防止対策委員会」の開催

事故防止活動は各施設の職員一体となった活動が基本となる。不適切サービス報告・是正報告、ヒヤリハット報告、ファインド報告、改善提案等を隔月開催の委員会で取上げ、情報と対策を共有し各施設の水平展開を図る。

避難訓練は月1回(火災・地震避難のマニュアル策定)、感染症予防マニュアル、集団給食食中毒防止マニュアルの見直しを行い、感染症や食中毒発生想定訓練は保健委員会と連携しながら実施し保健所の指導を仰ぐ機会をもつ。

(6) 「日課」に基づく業務の遂行

日々の支援は児童、利用者の日課に基づき行なわれている。安全と安心の基盤があって成長が促進される。業務プロセスとしての日課をとらえ危険予知、事故防止の徹底を図っていかすこととする。

(7) 健康食生活について

農事組合法人「吉野農場」の自然農法による食材提供を主体とした給食は29年目を迎える。引き続き児童、利用者の健康保持の観点から支援の体系に組み入れ、吉野農場との連携を図りながら進めていく。

(8) 施設運営会議について

毎月1回各施設主任以上が参加し指針、予定行事の調整、ISOの確認事項、職員研修、各種委員会の実施状況、給食委員会情報、マネジメントレビューの実施等、運営全体の情報交換の場として法人の運営の根幹をなすものである。

(9) 園長会議について

理事長、各施設の園長出席の下、各施設の運営・経営状況、施設整備、人事、行事等の主要課題について協議する。毎月1回、上旬開催。

(10) 吉野郷ホームページの書き換え

各施設でホームページ担当者を決めて毎年3月までに書き換えを行うこととする。苦情解決委員会の内容、ISO定期審査結果の公表、財務諸表に関する情報公開をして運営の透明性確保に資する。

(11) 新任・臨時職員の現任教育

研修委員会は新任職員の集合研修を実施する。採用後1年間はベテラン職員の下で指導・助言が受けられる体制を各施設で作る。臨時職員も同様に正規職員になるまで宿直業務等においてベテラン職員と混合体制をとることとする。

尚、臨時職員毎に相談役として正規職員を配置し、業務遂行支援やリスク対応をしていくものとする。各施設では研修・力量カードに内容を作成し責任者にこれを提出する。

(12) 職員研修体制について

各施設は職員研修計画を策定し、外部・内部研修で職員の意識高揚に努める。更に3年未満、3年～5年、中堅研修、主任研修を通じてレベルアップを図る。研修委員会が進める。

(13) 各種委員会の役割と責任について

行事企画、広報、研修、給食、環境整備、互助会、保健衛生、地域福祉、スカウト、ISO、QC、苦情解決第三者、リスクマネジメント、防災、権利擁護の計15委員会が運営の要となっている。

各委員会の責任者は運営会議のメンバーとする。

6. 施設運営の重点事項

(1) 児童養護施設・陽清学園の運営について（定員42名）

- ① 児童養護施設・陽清学園の運営について4月1日現在、児童数33名のスタートとなる。（本体施設30名 地域小規模施設、清明寮（男子）6名 清和寮（女子）6名

入所児童の減少により、今年度より定員を30名に変更する。平成29年8月、「新しい社会的養育ビジョン」が示され、このビジョンの中では家庭での養育、代替養育家庭（里親）が優先的であり、施設養育については施設の小規模化、地域分散化、高機能化・多機能化が求められている。こうした状況を踏まえ、今年度は本体4施設すべてを小規模グループケアとし、6～8名の少人数編成とし地域小規模施設2寮は5名ずつの編成となる。2020年度より中学校が統合となるため、今年度は3棟目の小規模施設設置の準備年とし、空き家を探していく予定である。

また、報道等でもあるように虐待の事案が多くなり、一時保護児童が急増していることから、当園でも一時保護受託事業を目指す取り組みに迫られているので、市先進的取り組みをしている施設に職員を派遣し先進地研修を実施していく予定である。

子育て支援事業（ショートステイ）については北秋田市、大館市、鹿角市の3市と契約しており、今後は更に増加することが見込まれている。

更に、昨年度から県も里親制度の普及に力を入れて取り組んでいるところであり、当園も里親支援機関となっているので、里親支援（レスパイト・ケア等）にも引き続き取り組んでいく。

園の重点目標にも掲げられている、キャリアアップ、スーパービジョン体制を確立させ、支援の向上並びに人材育成に努めていくこととする。

- ② 自立援助ホーム・ようせい、（定員6名）の運営について

4月1日現在、措置児童1名、私的契約4名、計5名でのスタートとなる。年齢は18歳～23歳までの女子2名、男子3名が生活している。女子1名は、4月より大学に通学し看護師を目指している。

私的契約4名は今後ひとり暮らしに向けて、北秋田就業・生活支援センターと連携を図り自立へと進めていきたい。

また、今後は家庭裁判所の補導委託や、様々な事情で入居してくる児童が多くなることが見込まれるため、多様なケースに対応ができるスタッフのスキルを高めていくこととしたい。

(2) 保育所・南鷹巣保育園（定員120名）の運営について

2019年度の入園児は26名の新入園児を迎え105名でのスタートとなる予定である。年齢によっては受け入れの余裕があるので、保育士の確保は大変であるが、途中入園希望児を積極的に受け入れ、経営の安定化を図りながら運営に当たっていく。

平成30年度保育所保育指針が施行されて1年が経過した。改正のポイントに保育内容の記載が乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、幼児教育の積極的な位置づけ、健康及び安全の記載の見直し、専門性の向上、災害対応等を意識した保育が求められている。特に3歳未満児保育の重要性が強調されている。

また、幼稚園、幼保連携型認定こども園と同じように「幼児教育」を行うことが強調され、全体的な保育計画を見直し、乳児の時期から丁寧に育てていく場として、全職員が意識して取り組んでいかなければならない共通課題として研鑽を積みながら肯定的に邁進していくこととする。

また、平成30年度、保育施設第三者評価については昨年11月に受審が済みであり、園評価等について職員で共有することができ、職員間の連携強化にもつながり良かったと感じている。今回の第三者評価受審から保育園経営、保育内容についての課題や改善点について取り組んでいかなければならないことが明確になっているので、共有しながら保育の質の向上を図れるよう努めていくこととする。

(3) 障害児入所施設・大野岱吉野学園（定員30名、現員29名）の運営について

平成30年度末、女子1名が地域移行（北秋田市内）となり、2019年度は現員29名でのスタートとなる。

児童福祉法の改正により児童・成人混合運営が平成33年3月31日まで更に延長されることとなった（再度の経過措置）。平成29年度中に国庫補助金と自己資金で現居住棟の大規模修繕工事と成人居住棟増築工事を行い、平成30年度から児童10人、成人20人、児童短期入所2人、成人短期入所2人の児童・成人併設運営をする計画であった。

ところが、平成29年度国庫補助金の県審査は通過したが、国段階で補助金不採択となった関係で、事業計画と資金計画の一部を変更を余儀なくされ、成人居住棟の増築工事（770.29㎡）は自己資金と借入金による建物建設工事が平成30年6月15日完工・引き渡しとなった。

その時点で、現在30人居住している建物から増築棟に成人15人が引越し、現居住棟に14人が居住している。居住密度・環境改善を図ることを第一としたもの。

第二には、増築棟に厨房と食堂が整備されるため、隣接棟からの配食による食事提供が安全な食事提供体制に改善されることになった。

平成29年度工事として予定していた現居住棟の外壁補修工事と屋根新調工事を平成30年度中に完了している。

残る現居住棟の内部改修は経過措置期間内の平成31年度事業（第2期工事）とするもので、国庫補助金を再度平成30年度8月に秋田県と協議し平成31年1月に県の審査を通過、国に書類が回り6月の国の国庫補助内示を待っていたところ、この3月1日付で国庫補助金採択（平成30年度第2次補正予算措置）となった。これを受けて、平成30年度中に指名競争入札、工事請負契約、着工手続き、工事工期変更契約を現在進めているところである。

障害者基本法と障害者総合支援法では「意思決定支援」が明記され、重要な取り組み課題としてきている。意思決定支援の主要な主張は「配慮」から「取り組み」へとといったより積極的な内容を求め、定義として「意思形成支援」と「意思表出支援」があり、利用者が保護の客体から権利の主体への転換であるという内容が提示された。

国のガイドラインやハンドブックが作られており、当園でも自治会や生活の様々な場面を通じて意思決定支援の具体的な内容を共有し日々の支援で実践していくこととする。

利用者支援では男子通学児童が1人増え6人、18歳以上利用者23人で幅広い年齢層への多様な支援が求められており、安全・安心なサービス提供を重視しつつ通学支援、生活支援、療育支援、就労支援を継続していくこととする。

秋田県の事業である障害児等療育支援事業は前年度実績で委託契約となる見込みである。併せて日中一時支援事業は積極的に受け入れ在宅・地域福祉の向上に寄与していくこととする。

2019年度も権利擁護委員会を通じて、引き続き利用者の尊厳の確保と権利擁護に努めていく。

建物の整備では、療育支援・日中一時支援棟の無落雪屋根の改修工事を予算に盛り込んでいる。

（４） 障害者支援施設・大野岱吉野学園（生活介護：定員35名：現員30名、施設入所支援：定員30名）の運営について

① 施設入所支援は30名、生活介護も現員30名でのスタートとなる。

意思決定支援は障害者基本法及び障害者総合支援法に明記されている重要な課題となっている。当園でも平成27年度から当計画に「意思決定支援」を記載し、日々のサービス提供場面で実践を積み上げ暗中模索してきたところである。意思決定支援の主要な主張は「配慮」から「取り組み」へとといったより積極的な内容を求め、定義として「意思形成支援」と「意思表出支援」があり利用者が保護の客体から権利の主体への転換であるという内容を提示が提示されている。

国のガイドラインやハンドブックが作られており、改めて意思決定支援の取り組

みを積み上げていくこととする。

日々のサービス提供において、利用者の年齢は29歳から64歳にわたり、平均年齢は44.2歳となっている。平均障害程度区分は5.1であり平均年齢が比較的若い割には要介護度が高い利用者が多くなっており転倒事故、誤嚥性肺炎等の防止をはじめ徹底した安全管理及び健康管理対策を行い安全・安心なサービスの提供に努めていくものとする。

また、高齢化と重度化に対応できる介護技術の向上と生活支援の知識も重要であり、研修への参加を促進していく。

日中活動支援のグループに歴史のある麵製造班があったが、利用者さんの高齢化や重度化のため職員配置が困難となったため平成30年度をもって麵製造グループを廃止としている。

一方、権利擁護委員会が設置され、施設におけ権利擁護体制が整備されているので、引き続き利用者の尊厳の確保と権利擁護に努めていく。

在宅支援サービスとしての短期入所事業、日中一時支援事業は積極的に受け入れ在宅・地域福祉サービスの向上に寄与していく。

建物修繕に関しては、平成12年に建設された建物も19年が経過し補修箇所が目立ってきている。アスファルト葺き陸屋根の一部雨漏りの修繕工事を予算化している。

- ② 北秋田市指定管理事業である北秋田市障害者生活支援センターの運営は通算12年目を迎える。北秋田市虐待防止センター業務も担い、事業は広範多岐にわたっている。

配置スタッフが3人ということから、バックアップ施設として引き続き管理・運営の支援にあたっていくこととする。

(5) 障害者支援施設・吉野更生園（生活介護定員35名、施設入所定員30名）の運営について

- ① 2019年度吉野更生園においては、生活介護（定員35名）33名、施設入所支援（定員30名）30名でのスタートとなる。

日々のサービス提供において、利用者さんの高齢化・加齢に伴う重度化が進むなか、平均年齢も57.6歳（男子55.8歳）（女子59.5歳）及び平均支援区分5.1となっている。加齢による二次障害も懸念され、更に認知傾向の方も見られてきている。特に入浴は全介助者が増え、簡易浴槽、機械入浴者も増となり、女子入浴については午前・午後と一日がかりで実施されており、今後も継続し、安全で楽しく入浴して頂けるような配慮を進めていく。

今年度は、安心安全な入浴のための器材及び洗濯設備等の導入、場所の確保に努め計画的に進めていく。

また身体的機能低下等から福祉用具利用者も増え、随時関係機関との連携により対応していく。このように生活面において利用者さんの現状を踏まえ、高齢者・加齢による重度化に対して、どのような改善が必要かを継続的に考察していく。

当施設のサービス向上を図るため、重点支援項目をQOL向上委員会による生活向

上に向けた取り組みと福祉QCによる業務改善に係る活動の2つで進めていく。
また、園内活動においても、利用者さん個々のニーズに合った計画により、楽しく活動していただけるような班活動を継続的に実施する。

高齢化、重度化に向け、介護技術研修への積極的参加、支援向上に向けての各種研修参加により、利用者さんの「安心・安全で楽しく生活できる場」の提供ができる様に今後も継続したサービス提供を図っていく。

また、利用者の皆さんが楽しく生活していただくための意思決定支援についても継続した支援を実施する。

毎月行われている権利擁護委員会では利用者さんの権利擁護、ニーズ表明を支援していくため、職員にも周知していく。更に、職員の振り返りチェックシートを年1回実施し、今後も支援に反映されるよう継続的に実施していきたい。

在宅支援サービスとして短期入所事業、日中一時支援事業等を受け入れ、在宅・福祉サービスへ寄与していく。

② グループホームの運営について

知的障害者グループホーム（共同生活援助）「7ヶ所の設置」①よしの寮（定員10人）・②たかげど寮（定員5人）・③ふれあいの家（定員6人）・④まきば寮（定員7人）一人減・⑤男子希望寮（定員5人）一人減・⑥二本杉寮（5人）・⑦ほっと（定員4名）で実施される。

この現状下高齢化、重度化が進み、まきば寮（女子2人）・ふれあいの家（男子1人）たかげど寮（男子1人）の4名の方々が吉野学園成人棟、吉野更生園において生活介護（日中サービス）を継続利用する。

よしの寮より1名、ふれあいの家2名と一般就労の継続が実施されている。また他の利用者さんは、9名が昨年度12月より就労継続支援B型事業所吉野工場へ移行しており、その他利用者さん24名についても個々のニーズにあわせ、今後、就労継続支援B型事業所移行を計画的に進めていく。

（6） 就労継続支援B型事業所「吉野工場」（定員20名）の運営について

平成30年12月1日付で収益事業部門から就労継続支援B型事業所に転換認可された。職員8名、利用者9名で事業開始。

障害のある人たちが働きながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう就労と地域生活を支援するため、それぞれの能力と個性に応じた個別支援計画を作成し事業運営に当たっていくこととする。

また、就労やその他の活動を通して生きがいの実感や自己実現ができるように、安易な保護や管理を極力排除し、利用者の方が自身の責任主体となり自己選択・自己決定できるよう支援に努めていく。

業務内容・部門としては電気メートル板の製造販売する「メーター板部門」、学校教材の作成販売する「教材部門」、介護保険事業による高齢者の住宅改修を支援する「住宅リフォーム部門」、葬祭関連木製品を製造販売する「葬祭部門」で事業活動を行っていく。

① メーター板部門

商品の動きも鈍い状況にあるが、少しでも売り上げを伸ばせるよう営業活動を増やしていきたいと考えている。

② 教材部門

新商品開発は勿論のことで、新規業者を獲得できるよう営業活動に力を入れることと、生産能力を上げるよう創意工夫して取り組んでいく。

③ 住宅設備リフォーム部門

工事受注件数が減少してきているので、不足分は法人内の工事受注で補っていききたいと考えている。

④ 葬祭部門

取引業者を増やすために営業時間をより多く確保することと、より多くの商品をストックし、注文に即納できるようにしたいと考えている。

利用者の工賃安定支給等、事業経営の安定性を確保するため、2019年度は全職員一丸となって営業に力を入れるとともに、安全な職場づくりのためヒヤリハット報告や朝礼、各部門の打ち合わせ等、今後も引き続き実行していくこととする。

○ 会議等

- 1) 職員会議 毎月1回開催
- 2) 訓練生を交えた全体会議 年2回開催（前期・後期）
- 3) 業務開始前の朝礼の実施 事故防止の徹底、作業内容、段取り確認等。

7. 地域福祉関連活動計画

施設職員は法人職員としての自覚を持ち、地域における活動においては法人を代表しているという意識で接遇マナー、専門性を発揮するよう願うものである。法人の理念、新たな社会福祉法が求める「地域における公益的取組を実施する責務（社会福祉法第24条2項）」を具現化すべく地域貢献活動として事業を計画的に実施する。

(1) 地域交流ホーム「よしの」の運営

運営担当者（吉野学園長補佐）は、建物の保守・維持管理を行い、規約に沿った活用・運営に努める。地域の各種団体、職員・保護者等の研修会、諸会合、宿泊等の利用に際して各施設の協調体制を維持していく。

(2) ボーイスカウト・ガールスカウト活動の休止について

昭和53年以来、地域の児童・生徒にも門戸を開き活動を継続してきたが、昨今、少子化の影響やスポーツ少年団活動等の関係でスカウト活動への外部加入児童・生徒が皆無となったことにより2019年度より団活動は休止とする。ただし、職員の秋田県連盟役員任期の関係で一部の職員が役員として協力することとしている。

ガールスカウト活動も同様の状況で、2019年度より団活動は休止とする。ただし、職員の秋田県連盟役員任期の関係と、2019年度スカウト大会行事の

スタッフの関係で一部の職員が役員協力と大会運営スタッフとして協力することとしている。

(3) 「地域福祉委員会」による1人暮らし老人世帯支援活動について

当法人が昭和56年から開始した「独り暮らし老人友愛訪問」は法人が無料で月1回弁当を配食する活動であった。間もなくこの活動は旧鷹巣町社会福祉協議会に引き継がれ制度化された事業となっている。

その後も「地域福祉委員会」の地域貢献活動として「独り暮らし老人世帯支援事業」として継続されてきているものである。(詳細は本計画2ページに記載)

(4) ボランティア団体の育成について

「秋田北・日韓交流協会」に対する協力を。「韓国木浦共生園」との交流を進める。

2019年度については、8月の4日から7日までの3泊4日の日程で韓国木浦共生園からの来訪で交流する予定となっている。

(5) 集会所「山下鹿野苑」の運営について

高額寄付者により建設されて以来24年目を迎える。陽清学園の園内保育の場として長らく活用してきたが、2019年度より該当幼児が幼保連携型認定こども園しゃろ一むの幼稚園部に通園することが可能となりその役割を終える。今後は多目的な活用を進めていく。

運営担当者：陽清学園長補佐

(6) 吉野保護者会との協力について

これまでの保護者会による法人への支援・協力については深く感謝するものである。施設と保護者会は「車の両輪」を常に確認しながら歩みを共にしていくこととする。利用者さんの高齢化と同時に保護者の方々の高齢化もあるので、地区会等の会議には園側から職員が出向いての参加も配慮していくこととする。

(7) 吉野郷まつりの開催について

国際障害者年のスタートを記念して開催以来、今年度で34回目(平成14年度、20年度、23年度、25年度、30年度開催なし)を迎える。

しかし、2019年度は障害児入所施設 大野岱吉野学園の既存棟の内部大規模修繕が平成30年度国の第2次補正予算国庫補助事業として実施されるため、交流ホームが仮宿泊所となる。そのため喫茶コーナー、休憩場所等の確保の観点から、平成31年度開催も中止をせざるを得ない状況となっているものである。

8. 各種研修

法人の方針及び理念を具現化するために、自己啓発の奨励と研修会を開催する。

新春講演会の開催

新春祈祷祭後に講師を招き講演会を開催する。

9. その他の関連事項

農事組合法人「吉野農場」の運営支援について

吉野農場は昭和58年組合員の共同により農業の生産経営を行うことにより、組合員の共同利益を増進することを目的として設立された組合である。

組合員はグループホームの入居者で、生産と販売活動を通じて就労支援並びに作業工賃の支給を行っている。

平成31年度も低農薬・有機栽培を基本に安全な農産物の生産と供給を目指していく。しかし、従事者の一部は高齢化が見られているなど農場職員とグループホーム担当者及びバックアップ施設との連携が不可欠となっているため、運営と組合員の活動について後方支援していくものとする。

○ 各部門

- 1) 農林産物部門 2) 果樹部門 3) 養鶏部門 (5月～10月)
- 4) 農産加工部門 5) 水産部門 6) きりたんぼ部門 (11月～1月)

○ 会議、行事等

- 1) 通常総会 5月中旬
- 2) 生産・活動会議 毎月上旬開催
- 3) 収穫感謝祭、従事者慰労会 11月下旬
- 4) 業務開始前の朝礼の実施 事故防止の徹底、作業内容、段取り確認等。

10. 評議員会・理事会・監事会の運営

(1) 監事会・理事会・評議員会・の開催

監事会	① 5月下旬開催	事業報告、決算、予算、運営状況等の監査
理事会	② 5月下旬開催	事業報告、決算報告、予算、運営状況全般の報告
評議員会	③ 6月中旬開催	事業報告、決算報告、予算、運営状況全般の報告 理事・監事の改選
理事会	④ 6月中旬開催	理事長、常務理事の選任
理事会	⑤ 11月中旬開催	補正予算、運営状況全般の報告
理事会	⑥ 3月下旬開催	2020年度事業計画(案)、補正予算(案)

これ以外必要に応じて随時開催する。

(2) 法人役員研修について

秋田県、秋田県社会福祉協議会、秋田県社会福祉法人経営者協議会等の関係機関の主催する各種研修会に積極的に参加するものとする。また、年1回は評議員、理事、監事合同の親睦会を実施して相互理解・交流を図るものとする。

- 1) 監事、評議員、理事の親睦会開催
- 2) 社会福祉施設経営に関する各種研修会への参加